

## 令和6年度農林土木工事等の積算基準の改正について

令和6年4月  
福島県農林技術課

令和6年4月から適用する積算基準の改正は次のとおりです。

これらの改正については、通常7月1日以降に起工する工事（業務）から適用しているところですが、令和6年4月から建設業への時間外労働規制が適用される等から、前倒しで令和6年4月1日以降に起工する工事（業務）から適用します。

なお、そのほかの標準歩掛などの改定は、7月を予定しています。

### I 農林土木工事共通

時間外労働規制に対応するため、最新の実態を踏まえ、書類作成経費や下請の本社経費などによる現場管理費の増加を反映し、現場管理費率を改定します。

### II 農林委託業務共通

実態調査の結果を踏まえ、地質調査業務の諸経費率を改定します。